

大会規定

1. チーム登録選手は 11 名以上 25 名以内(ベンチ入りも 25 名以内)とする。また大会初戦以降は登録選手の変更を一切認めない。
2. 出場選手は連盟登録され傷害保険加入者に限る。
3. 審査証は当年度発行のものとする。
4. オーダー表記入選手 25 名以内及びチーム責任者（代表またはそれに代わる責任ある者でチーム責任者証を携帯している者）・登録された監督・コーチ及びマネージャーのみがベンチに入ることができる。但し、各種登録証(チーム責任者、監督、コーチ)及び審査証(選手)を携帯していない場合は、いかなる理由でもベンチには入れないが、チーム責任者、監督・コーチは試合開始までに間にあった場合は、審査の上、その時点でベンチ入りできる。また、選手は試合終了までに間にあった場合は、審査の上、その時点でベンチ入りできる。尚、審査は選手が自ら氏名・生年月日を声にだす方法とする。
なお、チーム責任者は必ずベンチに入らなければならない。チーム責任者が不在の場合は試合できない。また、熱中症等の対策・救護の為、保護者はベンチ横で待機し、飲料補充等で 1 名に限り一時的にベンチに入することは許可する。
5. 組合せの若番号が 1 塁側ベンチ、後番号が 3 塁側ベンチに入る。但し、チーム責任者・監督・コーチは登録証を携帯すること。
6. 監督（背番号 60）・コーチ（背番号 50）は選手と同じユニホームを着用すること。（合同チームは自チームのユニホームとし、選手の背番号は重複してはならない。）
7. 試合開始時刻 60 分前に試合会場に到着の報告をし、所定の審査を受け、直ちにオーダー表 5 部、投球数記録表（2 試合目以後）3 部および参加者名簿 2 部を本部に提出しなければならない。尚、グラウンドの外における選手の本部挨拶は行なわないものとする。
8. オーダー表交換時に両キャプテンにより、先攻後攻をジャンケンで決める。
9. 試合開始予定時間までにチームがグラウンドに現れないときは、球場責任者と責任審判が協議して、没収試合を宣言することができる。
10. 試合方式など
 - (1)各試合は 6 回戦で行い、4 回終了をもって正式試合とする。試合成立後は試合開始から 1 時間 40 分を越えた場合、新しいイニングには入らない。（後攻チームの得点が先攻チームの得点より多い場合は後攻チームが攻撃中でも規定時間になれば、その時点で試合終了とする）同点の場合は、最終回時点で出場していたメンバー 9 名全員の抽選により勝敗を決定する。但し、決勝戦は試合時間に関係なく 2 回の延長を認める。それでも勝敗が決まらない場合はタイブレーク方式を実施する。（競技に関する特別規則「タイブレーク実施細則」参照）また、降雨や視界不良などにより試合続行が不可能になった場合、野球規則 4.11（d）により勝敗を決する。試合成立前に、上記の理由により試合続行が不可能になった場合は、サスペンデッドゲームとする。
 - (2) 4 回終了後（後攻チームの得点が先攻チームの得点より多い場合は、4 回表終了時）7 点差の場合コールドゲームとする。
 - (3)熱中症対策として、**3 回裏終了後**（決勝における延長戦は 6 回裏終了後）に 3 分以内のインターバルを設ける。さらに 1 イニングの守備時間が 20 分を越える場合は、主審の判断により 3 分以内の水分補給時間を設ける。いずれもその間は時計を止め、1 時間 40 分には含めない。
11. 投球数に関する制限
 - (1)投手は 1 日最大 70 球とし、連続する 2 日間で 105 球以内とする。
連続する 2 日間で 70 球を超えた場合は、3 日目は投球を禁止する。また 3 連投（連続する 3 日間）

する場合は、1日の投球数を35球以内とし、4連投（連続する4日間）は禁止する。

(2)大会中は1日70球投球後、翌日投球を休めば3日目70球の投球を可とする。

(3)(1)～(2)を基本原則とするが、打者の途中で制限数がきた場合は当該打者の打席終了まで投球を認める。制限数を超過した球数は投球にカウントしない。

(4)連続する2日間で70球を超えた投手、並びに3連投した投手は、翌日捕手としても出場できない。

(5)ボークは投球数にしない。

(6)雨などノーゲームになった試合は投球にカウントする。

(7)サスペンデッドゲームの場合、その投球数はそのまま持ち越す。

12. 指示・伝達に関する制限

(1)監督またはコーチの指示・伝達は、1試合で攻撃2回と守備2回の計4回とする。延長またはタイブレークに入った場合は、1回指示・伝達を認める。(選手の怪我や交代などの指示・伝達は回数に入らない)

(2)守備側の投手に対する指示・伝達が3回目となれば、自動的に投手は交代となり、その投手は他の守備位置についてもよいが、再び投手として登板することはできない。

(3)内野手（捕手を含む）が、2人以上投手のところに行った時も1回に数える。

(4)指示・伝達は審判がタイムを宣告してから「30秒以内」とする。

1イニングで同一の投手に対して指示・伝達が2回目となれば、自動的に投手の交代とする。その投手は他の守備位置につくことはできるが、同一イニングでは投手として登板することはできない。但し、新しいイニングに入れば、再び投手として登板することができる。

13. 審判員の判定に対する抗議は認めない。ただし、ルールの適用についての確認は認める。

14. 監督またはコーチが投手に指示するときはマウンドのところで行うこと。(ベンチからは駆け足で)

15. 塁走者やベースコーチなどが捕手のサインを盗んで、打者にコースや球種を伝える行為を禁止する。

16. ボール回しをするときは一回りとし、最終野手は、その定位置から投手に返球する。また、打者が打撃を継続中、塁上で走者がアウトになった場合のボール回しは禁止する。

17. 投手が走者をアウトにする意思がないのに、無用のけん制球を繰り返すとか、または送球するまねを何度も繰り返す行為は、試合のスピーディーな進行の妨げになるため禁止する。

18. 各チームは同色のヘルメット7個以上、捕手の規定防具【マスク・捕手用ヘルメット・プロテクター・レガース・スロートガード・ファールカップ（一体型捕手マスクの場合はヘルメット・スロートガードを除く）】2組を備えること。(合同チームの場合は自チームの色)

19. ユニホーム、バット、グラブ、スパイク等は連盟指定業者のものに限る。

20. 捕手は必ずヘルメットならびに規定道具を試合、練習を問わず着用すること。

21. グランドの都合で大会トーナメント規定が別に設定された場合は、それに従うこと。

22. ベンチ内で携帯電話の使用を禁止する。

23. 光化学スモッグ発生の場合、試合および選手に対する措置は別に定め、運営委員の指示に従う。

24. 試合前のシートノックは原則として5分間行うが、当該球場のグラウンド状況や試合終了時間を勘案して、シートノックを行うか否かは球場責任者が決定するものとする。尚、シートノックを行う場合であっても、選手の体力を勘案しチーム責任者の判断で辞退することは可能とする。

25. 大会中の負傷については応急処置を行うが、それ以外の責任はもたない。

26. 試合中にマナーの悪い服装、態度等があれば退場させることができる。(球場責任者の権限)

27. その他の規定は、(公財)日本少年野球連盟の規定に従う。

28. 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、別紙、連盟通達の「**新型コロナウイルス等の感染症対策及び健康管理について(新ガイドライン)**」[2024.07.01 改定版]に従うものとする。

新型コロナウイルス等の感染症対策及び健康管理について(新ガイドライン)

【本ガイドラインの目的】

新型コロナウイルスは、昨年5月8日に2類から5類へと移行されて1年が経過し、この間、感染拡大期はあったが、大きな被害はなく沈静化してきたといえる。

しかし、未だにコロナ罹患者にブレインフォグ(極度のうつ症状)等の後遺症に悩まされている方や依然として高齢者や慢性疾患を持っている方にとっては、脅威のウイルスであることには変わらない。

今後とも大規模な新興感染症が起りうるため、今回改めて、新型コロナウイルス、インフルエンザ等を含めた幅広い日常的な感染症対策をとり、子どもたちの健康管理を行うことを目的とした本ガイドラインに改訂する。なお、このガイドラインに記載している「感染」とは、上記の新型コロナウイルス等感染症に感染した場合を指す。

当連盟として、子どもたちやその家族が安心して野球にとりくめる環境を提供する責務から、本ガイドラインを基本として感染症対策に当たっていくこととする。

1.活動参加に際しての健康管理について

(1)日常的な健康管理

- ①当連盟に参加する全ての関係者(保護者等含む)は、当日の体温を測り、熱・風邪症状等の体調不良が見られた場合は、活動に参加せず、欠席すること。
- ②チーム代表は、社会の感染状況やチーム近辺での感染流行について把握し、選手や指導者を含めたチーム内の健康管理に努め、必要な時にはチーム活動の休止等の措置がとれる管理体制を確立すること。
- ③食事前等、石鹸等による小まめに手洗い、消毒をすること。
- ④各チームは、保健衛生用品として体温計、石鹸、洗剤、アルコール等を常備しておくこと。
- ⑤濃厚接触者の定義はなくなったが、仲の良い友達、家族等同居者が感染した場合は、チーム活動が屋内やベンチ等の密になる場合は、当該選手等に対しマスク着用を勧めるなど代表が適宜判断すること。

(2)感染拡大期等の予防対策

- ①チーム活動当日は、チーム内全ての関係者に発熱や咽頭痛・咳などの有症状者がいないか等の健康管理を徹底し、有症状者が判明した時点で直ちに当該有症状者を自宅に帰す等の措置をとり、受診を勧めること。

- ②バス及び自家用車の相乗り等の移動時には、常時換気を行い、出来ればマスク着用を推奨する。
- ③宿舍内は換気をこまめに行うこと。感染が疑われる場合等はチームとしてマスク着用について適宜判断すること。

2.感染者の取り扱い等について

(1)感染者の活動欠席期間について

学校保健法施行規則では、出席停止の期間の基準を「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」と規定しており、これを適用する。発症日の翌日起算。

(例) 7月2日に発症、7/3 が第 1 日目となり 7/6 が 5 日目となり、7/6 の朝に軽快したとしたら、7/7 の朝以降からチーム活動に復帰できる。7/5 までに経過していた場合は 7/6 から参加できる。なお、無症状者の「発症」日は従前から検査した日と規定されている。

(2)チーム活動停止の検討について

①所属する選手が 20 名以上のチームは指導者含めてチーム人数の 2 割の感染者を出した場合は、チーム活動の停止を検討し、停止する場合は 2 日間経って他に感染者が出ていないか確認し、健康管理の上、問題なければ活動を再開する等、停止期間については有無を含めてチーム代表が判断する。

②所属選手 20 名未満のチームは 5 名以上感染者が出た場合、上記の 2-(2)-①適用する。

3.主催大会等の規則

(1)通常時

大会時の規定はコロナ禍以前の現行の連盟規約、大会規定、大会運用細則等を適用する。

(2)感染拡大期等

①感染拡大期等は、第 1 項-(2)「感染拡大期等の予防対策」を適用すると共に、大会審査時における選手の氏名等の声出しを中止するなど主催者が過去の経験と従前のガイドラインの対策を参考に社会の感染状況に合わせて、適用範囲を明確にし適宜判断する中で感染拡大の防止に努めること。

②大会欠場について、大会主催者は、第 2 項-(2)「チーム活動停止の検討について」の基準により、感染者が出た当該チームを欠場とさせることができる。

※感染拡大期とは、「第 10 波」等の「波」で象徴される社会での大流行期を指し、感染拡大期等は、チームにおいては、チーム内で複数人感染が判明したり、選手が通う学校で学年・学校閉鎖が起こり、放置するとチーム内での感染拡大が危惧される場合を指す。